



草津市公報

発行日 令和8年8月1日
(毎月1・15日発行)

発行番号 第 14 号

発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

目 次

◎ 条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（職員課、上下水道施設課、監査委員事務局）	2
草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例（まちづくり協働課）	3
草津市税条例の一部を改正する条例（税務課）	4
草津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（建築政策課）	13

◎ 規 則

草津市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則（男女共同参画センター）	14
--	----

◎ 訓 令

草津市職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令（職員課）	15
---------------------------------	----

◎ 告 示

道路の区域変更について（土木管理課）	16
道路の供用開始について（土木管理課）	20
国土調査の実施について（土木管理課）	21
公示送達について（税務課）	22
市道路線の認定について（土木管理課）	23
道路の区域決定について（土木管理課）	23
道路の供用開始について（土木管理課）	23
路線の廃止について（土木管理課）	24
公示送達について（税務課）	24
公示送達について（税務課）	25
草津市保育所等給食費負担軽減事業補助金交付要綱（幼児施設課）	25
指定管理者の軽微な変更について（草津川跡地整備課）	31
草津市人材確保支援補助金交付要綱（商工観光労政課）	31

◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	37
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	38
条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	38
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	41
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）	41

条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）	44
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	47

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第14号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(草津市監査委員条例の一部改正)

第1条 草津市監査委員条例(昭和39年草津市条例第11号)の一部を次の表のように改正する。
(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第6条 <略> (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項および第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 第243条の2の9第3項 ならびに地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。)第27条の2第1項および第34条の規定による監査は請求または要求があつた日から10日以内に着手しなければならない。 第8条～第16条 <略>	第1条～第6条 <略> (請求または要求に基づく監査) 第7条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項および第7項、第235条の2第2項、第242条第1項、 第243条の2の8第3項 ならびに地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「公営企業法」という。)第27条の2第1項および第34条の規定による監査は請求または要求があつた日から10日以内に着手しなければならない。 第8条～第16条 <略>
備考 表中の< >の記載は注記である。	

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除および職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年草津市条例第6号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 <略> (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の8 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。	第1条～第2条 <略> (職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第243条の2の7 (地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。
備考 表中の< >の記載は注記である。	

(草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 草津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年草津市条例第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) <略>	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長もしくは市の委員会の委員もしくは委員または市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 (1)～(4) <略>
備考 表中の< >の記載は注記である。	

(草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年草津市条例第19号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分および太字部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 <略> (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。 第6条～第8条 <略>	第1条～第4条 <略> (議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除については、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100千円以上である場合とする。 第6条～第8条 <略>
備考 表中の< >の記載は注記である。	

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(令和8年7月6日揭示済み)

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第15号

草津市立地域まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

草津市立地域まちづくりセンター条例（平成28年草津市条例第26号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前																								
第1条～第14条　＜略＞ 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>草津市立矢倉まちづくりセンター</td><td><u>草津市矢倉二丁目1番6号</u></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>草津市立山田まちづくりセンター</td><td><u>草津市北山田町70番地7</u></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>	名称	位置	＜略＞	＜略＞	草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市矢倉二丁目1番6号</u>	＜略＞	＜略＞	草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市北山田町70番地7</u>	＜略＞	＜略＞	第1条～第14条　＜略＞ 別表第1（第2条関係） <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>草津市立矢倉まちづくりセンター</td><td><u>草津市東矢倉二丁目13番6号</u></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr><tr><td>草津市立山田まちづくりセンター</td><td><u>草津市南山田町678番地</u></td></tr><tr><td>＜略＞</td><td>＜略＞</td></tr></table>	名称	位置	＜略＞	＜略＞	草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市東矢倉二丁目13番6号</u>	＜略＞	＜略＞	草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市南山田町678番地</u>	＜略＞	＜略＞
名称	位置																								
＜略＞	＜略＞																								
草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市矢倉二丁目1番6号</u>																								
＜略＞	＜略＞																								
草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市北山田町70番地7</u>																								
＜略＞	＜略＞																								
名称	位置																								
＜略＞	＜略＞																								
草津市立矢倉まちづくりセンター	<u>草津市東矢倉二丁目13番6号</u>																								
＜略＞	＜略＞																								
草津市立山田まちづくりセンター	<u>草津市南山田町678番地</u>																								
＜略＞	＜略＞																								
別表第2　＜略＞	別表第2　＜略＞																								
備考　表中の＜　＞の記載は注記である。																									

付　則

この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 草津市立矢倉まちづくりセンターに係る改正規定　公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) 草津市立山田まちづくりセンターに係る改正規定　公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

（令和8年7月6日揭示済み）

草津市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月6日

草津市長 橋 川 渉

草津市条例第16号

草津市税条例の一部を改正する条例

草津市税条例（昭和45年草津市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。
（下線部分および太字部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第34条の7　＜略＞ （寄附金税額控除）	第1条～第34条の7　＜略＞ （寄附金税額控除）